

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 衛藤 明和

## 1 日 時

平成28年3月2日（水） 午前10時33分から  
午後 0時13分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

衛藤明和、土居昌弘、大友栄二、麻生栄作、二ノ宮健治、原田孝司、久原和弘

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員等の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 松坂規生 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第48号議案及び第49号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 平成27年大分県警察業務重点の推進結果等について、平成28年春の組織改編について及び市町村議会議長からの要望項目に対する今後の取組方針等についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 大分大学関係者を参考人として招致し、意見聴取することを全会一致をもって決定した。
- (4) 県内所管事務調査を3月16日に実施することを決定した。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 大久保博子  
政策調査課調査広報班 副主幹 三重野大

# 文教警察委員会次第

日時：平成28年3月2日（水）本会議終了後  
場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係

### (1) 付託案件の審査

第 49号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）  
（本委員会関係部分）

第 48号議案 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の  
一部改正について

### (2) 諸般の報告

①平成27年大分県警察業務重点の推進結果等について

②平成28年春の組織改編について

### (3) その他

## 3 教育委員会関係

### (1) 付託案件の審査

第 49号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）  
（本委員会関係部分）

### (2) 諸般の報告

①市町村議会議長からの要望項目に対する今後の取組方針等について

(ア) ラグビー、オリンピックも見据えたスポーツ振興や交流促進のための県の施策について

(イ) 教育現場への外国人児童受け入れ体制整備への支援（通訳、日本語教育）について

(ウ) 高校卒業生の県内大学への進学率向上に向けた県の施策について

(エ) 中津南高校耶馬溪校の農業と林業に特化した専門学校への変更について

(オ) 小中学校へのエアコン設置補助について

(カ) 市町村が連携した広域的な奨学金制度の創設について

(キ) 生活困窮家庭の子どもへの進学助成について

②大分県立中津北高等学校柔道事故調査報告書について

③教科書発行者による自己点検・検証に係る大分県関係分について

### (3) その他

## 4 協議事項

### (1) 参考人出席要求の件

- (2) 県内所管事務調査について
- (3) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

まず、先般新たに松坂警察本部長、加門警務部長が着任されましたので、委員の自己紹介をさせていただきます。

〔委員自己紹介〕

衛藤委員長 続いて、警察本部長、警務部長から自己紹介をお願いいたします。

〔松坂警察本部長、加門警務部長挨拶〕

衛藤委員長 それでは、第49号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

木村会計課長 第49号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、警察本部関係についてご説明いたします。お手元の大分県議会定例会議案（追加議案）の11ページをお開きください。ページ中段の第9款警察費の補正額は5,945万8千円の減額でございます。

既定額が259億4,624万2千円でございますので、補正後の警察費の総額は258億8,678万4千円となります。

それでは、補正予算の内容につきまして、別冊の平成27年度補正予算に関する説明書によりご説明いたします。325ページをお開きください。

警察費のうち、第1項警察管理費7,305万円の減額につきまして、目ごとに主なものをご説明いたします。

第2目警察本部費の補正予算額は1億3,115万8千円の増額でございます。

中ほどの事業名欄、給与費3,458万4千円の増額は、期末・勤勉手当の引き上げ等によるものでございます。

その下、警察運営費9,657万4千円の増額は、職員の育児休業を補う臨時職員の採用等に伴うものであります。

326ページをお開きください。

ページ1番下の第3目装備費は3,132万9千円の減額でございます。

説明欄に記載のヘリコプター資機材等整備事業費の減額は、特別点検に係る不用額でございます。

327ページをごらんください。

第4目警察施設費は1億8,838万1千円の減額でございます。

中ほどに記載の鑑識科学センター整備事業費、大分東警察署整備事業費及び交番・駐在所建設費の不用額等によるものでございます。

交通安全施設整備費の減額は、補助事業の一部が認められなかったものでございます。

第5目運転免許費は1,910万2千円の増額でございます。

328ページをお開きください。

運転免許費の増額は、右側の説明欄に記載の運転免許業務諸費のうち高齢者講習関係業務委託等の増額によるものでございます。

第6目恩給及退職年金費は、受給者の減少に伴い360万円の減額でございます。

329ページをごらんください。

第2項警察活動費につきまして、ご説明いたします。

第1目警察活動費は1,359万2千円の増額でございます。

中ほどの事業名欄1番上の特殊詐欺被害防止総合対策事業費104万2千円の減額は、特殊詐欺対策用機材自動応答録音アダプター500台購入の不用額等であります。

一般警察活動費176万3千円の減額は、右側の説明欄、上から3番目の捜査用資器材の借り上げ等を行った装備資器材等充実強化費の不用額等によるものでございます。

その下、刑事警察費1,594万4千円の増額は、説明欄のとおり統一地方選挙違反取締に係る報償費等の増額によるものでございます。

330ページをお開きください。

交通指導取締費45万3千円の増額は、交通指導取締諸経費のうち、道路使用許可調査事務委託等の増額によるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

**麻生委員** 第4目警察施設費交通安全施設整備費について、1億2千万円のうち約6千万円ほどの補助事業が認められなかったということではありますが、県民からのこういったものに対する要望はめちゃくちゃあるわけですよね。工夫をして国に申請をされたと思うんですが、それはどこが、なぜ認められなかったかというのをちゃんと説明していただきたい。我々としては、それに対して、やっぱり国に対して、県議会としても、あるいは県としても意見書を上げるとか、そんなんしっかり認めろという声を上げていく必要があると思うので、そういう意味でちょっとその説明を求めたいと思います。

**中島交通部長** 認められなかったところは信号機の更新であります。信号機の制御器とか、信号機は大体19年が耐用年数になっていますので、その耐用年数が過ぎたものの更新費用として要求しておりましたけれども、その分が認められなかったと。

ただ、大分県の場合、この更新を計画的にずっとやっておりまして、大体7.5%ぐらいが未更新ですけれども、全国で見ますと、トップレベルの更新率ということで、その分が削られたということです。今後も引き続き計画的な更新を行えるよう補助事業の申請をしていきたいと思っています。

**麻生委員** 要は、更新の部分だから特別問題はないということかもしれないですが、その部分が補助事業でできれば——いろんな要望が山ほど来ているわけで、その先送り先送りになっている部分ができる可能性があるわけですから、その辺を本部長しっかり国との協議の中でも、そういった部分も含めて要望が大きいということはしっかり伝えていただきながら、工夫しながら予算措置をしていっていただくように求めておきたいと思えます。要望で結構です。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は教育委員会関係の審査の際に一括して行います。

次に、第48号議案風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部改正についてですが、総務企画委員会及び福祉保健生活環境委員会に関連するため、合議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**高山生活安全企画課長** 続きまして、議案書286ページをごらんください。

第48号議案風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は286ページから294ページまででございますが、説明はお手元の文教警察委員会資料に基づいてさせていただきます。

1ページの資料1をごらんください。

今回の条例一部改正は、いわゆる風営適正化法の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を行うものであります。

初めに、風営適正化法の一部改正概要について簡単にご説明します。

昨年の6月、ダンスをめぐる国民意識の変化やナイトライフの充実を求める国民の声の高まり等を踏まえ、客にダンスをさせる営業に係る規制範囲の見直しなどを内容とする、風営適正化法の一部改正が行われました。

下の表をごらんください。

改正前、風俗営業は1号営業キャバレーから8号営業ゲームセンターまで規定されていましたが、改正により4号営業のダンスホールというダンスさせるだけの営業は規制対象除外、3号営業の客にダンスさせ飲食させるナイトクラブ等は、照度、酒類提供の有無、営業時間帯という要素に着目し、3つの営業のいずれかに移行となり、10ルクスを超え酒類を提供し、深夜にわたって営むものは特定遊興飲食店営業として、新たに許可制とするほか、必要な規制が設けられました。

次に、2ページの資料2をごらんください。法施行条例等の一部改正内容についてご説明いたします。

なお、法施行条例の改正に当たって、昨年11月にパブリックコメントを実施した結果、5人の方から5件の意見が寄せられました。いずれも後ほど説明いたします、ゲームセンターへの年少者の立ち入り制限に関する改正案に賛成するという内容であり、見直しや反対意見はありませんでした。

1つ目は、風俗営業の営業延長時間の制定についてであります。

風俗営業の営業時間は、原則午前0時までのところ、条例で定める地域に限り、午前1時まで営業が可能とされており、本県では備考欄に記載のとおり、政令の基準に基づき、大分市都町、中央町と別府市北浜1丁目、元町の2地域を指定しております。

今回、法改正により営業延長時間について午前1時までと限定されていたのが、深夜時間帯の午前0時以降条例で定める時間まで最大午前6時まで営業延長が可能と緩和されました。

そこで検討いたしました。が、条例案の制定理由欄に記載のとおり、指定地域以外に政令

の基準に合致する繁華街はなく、また、午前1時からの延長については、事前アンケート調査の結果や他県との均衡等を踏まえ、現行どおり午前1時までとするものです。

2つ目は、ゲームセンターへの年少者の立ち入り制限の緩和についてであります。

ゲームセンターへの入場規制については、法により18歳未満の者は午後10時まで、また条例により16歳未満の者は午後6時までと規制しておりました。

今回、法改正により、保護者同伴等の条件をつけて緩和できることとされたため、ゲームセンター営業に起因する少年事件等はほとんど発生していない現況やパブコメ結果を踏まえ、午後6時以降も保護者が同伴する場合に限り、16歳未満の者の入場を認めることとするものであります。

3つ目は、新設された特定遊興飲食店営業に関するもので4点あります。

1点目の営業所設置許容地域の指定についてであります。

備考欄に記載のとおり政令の基準があり、県内において基準を満たす風俗営業等が密集する地域は、風俗営業の営業時間延長許容の2地域しかないことから、同地域を指定するものであります。

また、深夜における清浄な風俗環境の保持のため、周辺では営業所設置ができない保全対象施設として、病院や児童福祉施設のうち、乳児院等深夜に入所している7施設を指定するものであります。

2点目は、営業時間の制限についてです。

特定遊興飲食店営業は、原則として、営業時間の制限が設けられていませんが、酔客等による早朝時間帯の通勤及び通学者に対する悪影響を防止するため、政令の基準に基づき条例で営業時間を制限することができます。

現状をみますと、早朝6時以降になれば、通勤・通学者が認められ、周囲の清浄な風俗環境を保持するためには、通勤・通学が始まる前に酔客等の帰宅を促し、通勤・通学者等とのトラブルを未然に防止する必要があるため、県下全域において午前5時から午前6時までの営業を制限するものであります。

3点目は、夜間の騒音及び振動の制限についてであります。政令の基準に基づき、住居地域や商業地域など、地域に応じて風俗営業と同様の規制数値を定めるものであります。

4点目は、営業者の遵守事項の制定についてであります。風俗営業者の遵守事項として条例で規定している卑猥な行為の禁止、客の求めない飲食物の提供の禁止等6項目を準用するほか、年少者の立ち入り制限として午後6時以降、18歳未満の者を立ち入らせる場合は保護者の同伴を求めることを定めるものであります。

次に、4つ目の風俗環境保全協議会を設置する地域の指定についてであります。

これは、特定遊興飲食店営業の新設により、深夜における風俗環境が大きく変化するおそれがあるため、条例で定める地域ごとに協議会を設置するように努めることとされたことから、先ほど説明しました、特定遊興飲食店営業所設置許容地域である県下2地域を指定するものであります。

なお、この協議会は備考欄記載のとおり、警察署長や風俗営業等の管理者、地域住民等により構成され、深夜営業に伴う問題解決に向けた協議等を行うものです。

5つ目は、法の一部改正により、いわゆる条ずれ等が生じたことから、所要の整備を行うとともに、これまで説明しました施行条例のほか、法の関係条文を引用しています大

分県迷惑行為防止条例、青少年の健全な育成に関する条例について、条ずれの修正を行うものであります。

6つ目は、特定遊興飲食店営業について、手数料を徴収する許可申請等10の事務が生じたことから、標準政令に準じてこれを追加するため大分県使用料及び手数料に関する条例の一部改正を行うものであります。

最後に、施行期日につきましては、改正法の施行日である本年6月23日を予定しています。また、特定遊興飲食店営業の許可申請に係る手数料に関する部分は、準備行為として、これより3カ月前の3月23日施行を予定しています。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

**麻生委員** この手数料については金額は変わらないんですか、手数料そのものは。

**高山生活安全企画課長** ちょっとこの表に載せておりますけれども、この使用料につきましては、一応標準政令が出ておまして、全国で統一的な金額というところでございまして、これを受けて標準政令の金額で定めるということにしております。

**麻生委員** 今回手数料とか使用料そのものに変更、変化があるんですか。なぜそういうことを聞くかということ、協議会等々の設置とか、新たなコストがかかるわけですよね。ということは、当然、事業者が負担すべきことであるかなというふうに思うんですが、それを、その変化との条例改正と、施行日等々、ちょっとややこしいものですからね、そういった部分のコストは誰が負担するのかということと、そういった部分がどういうスキームになっているかという部分でお伺いしています。

**高山生活安全企画課長** 要は、風俗営業適正化法というところで許認可に対しまして、営業者がその申請を行うということについての手数料、これが先ほど説明しましたように10項目あるということでもありますから、これについては、新しい許可制度ができて、その許可に基づく申請行為に対して手数料を取るところの事務が非常に生じるということでもあります。

これがちょっとややこしいのは、なぜ3月に施行、前倒しするかということでもありますけれども……

**麻生委員** そこはいいんだけど、金額が変わるんですか、変わらないんですかと。要は範疇のカテゴリーがあると、それは変更したわけですよね。今までの手数料の金額そのものは、そのままなんですかと。

**高山生活安全企画課長** そのままでございます。新たに加わった分について追加を行うという分だけでございます。

**麻生委員** その辺は政令の部分で、本来は協議会、役員等々を設置するという形で、今までにないコスト負担がかかるわけでしょう。今までは事業主がそういった部分も負担をするような使用料、手数料のスキームがあったはずなんだけれども、今回は、新たなことが発生するけれども、そのところは、もう従来どおりということで、変わらないということなんですね。

**松坂警察本部長** 少し私のほうから追加でご説明を申し上げます。



今回の手数料に関しましては、法改正に伴って、新しくできました特定遊興飲食店営業の申請に係る手数料でございます。ですので、従来の風俗営業の手数料とは別に、全く新しくできるものとして定めるものでございます。

麻生委員お尋ねのこの風俗環境保全協議会でございますが、この協議会は、事業者の自主的な団体としてつくるものでございます。ですので、この協議会の設置運営に係る負担というのは、いわば官が負担するものではなくて、あくまでも事業者が負担するもの。官については、それに対する協力とするということになっておりますので、例えば、警察署長でありますとか、そういうものが参加をするということにはございますが、この設置運営について官が何か負担するというものではないというふうに理解をしております。

**麻生委員** よく分かりました。ありがとうございます。

**原田委員** 済みません、1点。

ゲームセンターについてなんです。この前、会派の説明会を受けた後、ゲームセンターとか行ったことがなかったので、どんなものかちょっと見に行ったら、実は10時になったら店内放送があって、18歳未満の方は退場をお願いしますみたいな放送がありました。ああ業者もそういうことをやっているんだなと思いつつ、反面、実際に若い人がいて、何か15歳以下にも見えるというか……。具体的に年齢確認とかはしているのかなというふうにちょっと思ったんですけど、この条例をつくっていく中で、そういったようにちゃんと守らせていくという指導はやっぱり大事だなと思っているんですが、どういうふうにお考えでしょうか。

**高山生活安全企画課長** 委員おっしゃるとおりでございます。当然、今回、保護者同伴でということなので、今まで15歳未満は、夕方6時以降はだめだったのがこれで緩和するわけですから、業者のほうに対しましては、当然それだけ法の遵守というところで年齢確認、これの分を徹底ということとあわせて、私どもも関係団体等と連携をして、立ち入り、そういう少年補導等々というのもしっかりと、健全な営業というところについての徹底を図っていきたくて考えております。

**原田委員** よくわかりました。ぜひ頑張ってくださいなと思います。

もう1つ、特定遊興飲食店営業の地区指定が行われましたけれども、地区指定するに当たって、例えば、夜のトラブルが多いだろうから、いわゆる防犯カメラの設置とかいう条件もあってもいいのかな。既にこういった地区は多分ついていると思うんですけど、そういったことも指定の条件に入れるほうがいいんじゃないかなという思いがあったんですけど、いかがでしょうか。

**松坂警察本部長** この営業所設置許容地域の指定につきましては、既に政令で実は要件が定まっておりますので、この政令の要件を満たした地域を条例で具体的に指定することになってございます。

政令の要件には、実は防犯カメラの設置等が入っておりませんので、この政令の要件に当てはまったところは、もうこれは指定をするということになってまいります。

もちろん、今、委員ご指摘のございましたように、防犯カメラですとか、そういうものをつくるということは、我々警察としても非常にありがたいことでもありますし、また、その地域の皆さんに、できれば求めていきたいとは思っておりますが、地域の指定に関しては、もう政令の要件に従って行うということになってございます。

原田委員 よくわかりました。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

なお、本案については、総務企画委員会及び福祉保健生活環境委員会に合い議をいたしました結果、両委員会の回答はいずれも原案のとおり可決すべきであります。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

加門警務部長 平成27年大分県警察業務重点の推進結果についてご説明いたします。

お手元にお配りしております文教警察委員会説明資料の3ページをお開きください。資料3、平成27年大分県警察業務重点の推進結果と題したA3サイズの概要版を用いまして、昨年1年間の業務重点の主な推進結果と本年の取り組み方針につきましてご説明いたします。

まず、概要版の上段をごらんください。

県警では昨年、運営方針の県民とともに歩む力強い警察～「日本一安全な大分」の実現に向けて～のもと、刑法犯認知件数12年連続減少など3つの業務目標を掲げ、その実現に向けて特に重点的に取り組む事項として、総合的な犯罪抑止対策の推進など6項目を業務重点に定め、取り組みを推進いたしました。

それでは、業務重点ごとに資料左上から順に主要な成果をご説明いたします。

まず、1つ目の総合的な犯罪抑止対策の推進についてです。

昨年の刑法犯認知件数は過去最少の4,843件で、前年より541件減少し、業務目標である刑法犯認知件数12年連続減少を達成することができました。

人口10万人当たりの刑法犯認知件数、これを犯罪率と呼んでいますが、前年より順位を1つ上げ、安全度全国第4位となりました。

また、検挙率は44.5%で、前年より0.1ポイント増加し、全国平均の32.5%を12.0ポイント上回りました。

こうした数値面では大きな成果が上がっていますが、殺人等の凶悪事件の発生や特殊詐欺被害の大幅増加など、治安情勢は依然として予断を許さない状況にあります。

本年も業務目標に刑法犯認知件数13年連続減少を掲げておりますが、目標達成のためには、諸対策をさらに強化する必要があります。

犯罪抑止対策の推進には、犯罪情勢の分析に基づく効果的な抑止対策とともに、県民の方々や関係機関・団体との連携・協働が不可欠であります。県警察では、自主防犯ボランティア活動の活性化を図るため各種支援を行ってきました。今後も、学生など若い世代の参加促進を図るなど持続的発展のための支援を強化してまいります。

また、防犯環境の整備、特に犯罪抑止効果の高い防犯カメラの設置促進も極めて重要です。昨年の寝屋川市の中学生が殺害された事件では防犯カメラ画像が繰り返し報道され、

その有用性が広く周知されました。県警察では、26年度から自治会等に設置経費を助成する街頭防犯カメラ設置促進事業を実施中であり、昨年は、この予算事業の活用し、計10地区に設置見込みとなったほか、都町では国の基金事業を活用して58台が増設されました。今後も、関係各所へ防犯カメラの有効性を説明し、予算事業を活用した設置促進や、自治体等に対する設置の働きかけを行ってまいります。

次に、子供・女性・高齢者の安全確保と少年非行防止・保護対策の推進についてです。大きく3点ございます。

1点目は、子供・女性に対する声かけ事案、ストーカー・DV事案等への迅速・的確な対応についてです。

昨年の声かけ事案、ストーカー・DV事案は、いずれも過去最多を更新しました。

県警察では、昨年春の組織改編により警察本部及び警察署生活安全課の体制を強化し、重大事案の未然防止に努めてまいりました。今後も被害者等の安全確保を最優先とした保護対策と各種法令を適用した検挙・警告による被害防止を図ってまいります。

2点目は、特殊詐欺被害防止対策の推進についてです。

昨年の特殊詐欺被害は、被害額は減少したものの、被害件数は226件、前年比プラス40件と大幅に増加しました。

県警察では、予算事業として高齢者等に直接架電して注意喚起を行うコールセンター事業や、自動警告・通話録音事業の無償貸与など各種の対策を推進してきたところです。

今後も、予算事業のほか、これまで以上にキーワードを用いたわかりやすい広報啓発活動を繰り返し徹底するとともに、金融機関などとの連携を密にして、被害防止対策をさらに強化し、本年の業務目標である特殊詐欺被害件数160件以下の達成を目指してまいります。

3点目は、少年非行防止・保護対策についてです。

昨年の刑法犯少年の検挙補導人員及び不良行為少年の補導人員は、いずれも前年より減少しました。

警察では、非行防止教室の開催やスクールサポーターの活用により学校と連携して非行の深刻化を防ぐとともに、少年警察ボランティア等と協働して集団的不良交友少年の実態把握に努め凶悪事件の未然防止に努めてまいりました。今後も、関係機関と連携し、少年を加害・被害から守る活動を推進してまいります。

児童虐待事案についても、昨年の認知件数及び通告人員は、いずれも前年より減少しました。

昨年は、児童相談所と連携して悪質な事案を5件検挙するなどしたところです。今後も、関係機関と連携し、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を図るとともに、悪質危険性の高い事案については、積極的な事件化を推進してまいります。

次に、交通死亡事故の抑止についてです。

昨年の交通事故発生件数は4,917件と前年比マイナス244件、死者数は46人、マイナス10人、負傷者数は6,434人、マイナス236人と、いずれも前年と比べ減少しました。

死者数につきましては、業務目標に掲げた45人以下にわずかに及ばなかったものの、過去3番目に少ない死者数となりました。

死者数と負傷者数を合わせた死傷者数につきましては、480人で、第9次大分県交通安全計画の目標でもあった6,500人以下を達成することができました。

昨年は、より効果的に交通事故を抑止するため、交通事故分析の体制を強化した上で、交通事故分析に基づく先制的な交通事故抑止対策を推進してまいりました。

この取り組みは、過去の交通事故データをもとに、季節や地域、路線ごとに交通事故発生状況の詳細な分析を行い、対策を講じてから効果があらわれるまでのタイムラグも勘案して、事故の多発期に最大の効果が現れるよう、その時期に先駆け先制的に警察力を投入して事故抑止を図るものです。

具体的には、3月から5月にかけて、前年に多発したツーリングバイクによる死亡事故抑止と新入学期の児童の交通事故防止、6月から8月にかけては、夏場の漫然運転による重大事故等の発生を抑止するための速度抑制と追突事故防止、9月から11月にかけては、秋口以降多発傾向にある夕暮れ時高齢歩行者の死亡事故抑止と、それぞれに重点を置いた対策を講じてまいりました。

これらの対策は、交通死亡事故の抑止に一定の成果を上げましたが、昨年は交通事故死者に占める高齢者の死者数が約7割と高い水準となったほか、追突事故が全事故の半数近くを占めるなど、今後の交通事故防止対策に課題も残しました。

こうした情勢を踏まえ、本年の業務目標では交通事故死者数43人以下、交通事故負傷者数6,300人以下と決めました。

依然として厳しい交通情勢下ではありますが、本年も、多発する高齢者の交通事故を抑止するため、高齢者に対する交通安全教育機材を活用した参加・体験・実践型講習会の積極的な開催や、関係機関・団体等と連携した、きめ細やかな交通安全指導など、高齢者に焦点を当てた諸対策を推進するとともに、追突事故等の防止に効果のある3秒間の車間距離の呼びかけや、交通事故防止に役立つ情報発信を積極的に行うなど、県民の交通安全意識を高めるための取り組みを強化してまいります。

次に、資料の左下に移りまして、悪質・重要犯罪等の徹底検挙についてです。

昨年の殺人や強盗などの重要犯罪の認知件数は47件で、前年比マイナス11件で、検挙件数は49件でした。

重要犯罪が大幅に減少したのは、殺人と強姦事件が減少したためです。

検挙率は104.3%で、全国平均の72.3%を大きく上回っており、全国3位の実績でした。

なお、検挙率が100%を超えているのは、一昨年、大分市都町で連続発生し未検挙となっていた同一犯による2件の強盗事件を、昨年2月に検挙したからです。

また、特殊詐欺については、実行犯及び口座詐欺等の助長犯を134人検挙し、前年を大幅に上回る、全国トップクラスの実績でした。

昨年、実績が良好であった要因は、事件発生時に捜査員を大量投入し、本部と警察署が一体となって初動捜査を徹底したことや、犯人に結びつく防犯カメラ画像・DNA型資料等の客観証拠を早期に収集したことなどが挙げられます。

本年も、本部と警察署が一体となり、業務目標である重要犯罪の完全検挙の達成に向け、取り組んでまいります。

次に、暴力団等組織犯罪対策の推進についてです。

現在、県内の暴力団については、15の組織と約250人の暴力団員等を把握しておりますが、昨年8月、山口組の分裂により、15組織のうち、2つの組織が神戸山口組に移籍しております。さらに、昨年12月、県内最大の暴力団組織である石井一家においても、宮崎県内の傘下組織の大半が神戸山口組に移籍するなど、双方の組織による切り崩しや小競り合い等が続いており、緊迫度が増しています。

このような情勢を踏まえ、昨年は、暴力団組長による傷害事件や幹部組員らによる保険金詐欺事件等の検挙により、前年より31人多い84人の暴力団員等を検挙したほか、暴力団対策法に基づき、幹部組員らの暴力的要求行為に対し、中止命令4件を発出するなどして、資金源の遮断を行いました。

また、県民の暴力団排除意識の高揚を図るため、不当要求防止責任者講習会等において、不当要求行為への対応要領等の講習を行うなど、暴力団排除活動を推進しました。

今後も、暴力団等の取り締まりを徹底するとともに、県民と一体となった暴力団排除活動を推進してまいります。

薬物事犯については、前年より9人多い90人を検挙し、また、押収量は大麻が約338グラム、覚醒剤が約135グラムで、いずれも前年を大幅に上回っており、特に覚醒剤の年間押収量が100グラムを超えるのは9年ぶりのことです。

最後に、災害、テロ等突発重大事案対策の推進についてです。

まず、災害関係では、近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震等大規模災害に備え、警察本部機能移転訓練や、災害救助に関し卓越した技能を持つ警察庁指定広域技能指導官を招き、救出救助技能の向上を図るための研修会を開催するとともに、県市町村等の防災関係機関や地域と連携した災害警備合同訓練や警察の独自訓練を合わせて約200回行い、災害対処能力の向上に努めました。

今後とも実戦的な大規模訓練に積極的に参加し、災害現場における関係機関との連携の強化を推進してまいります。

次に、テロ対策関連ですが、本年、我が国で先進国首脳会議伊勢志摩サミットが開催されるほか、2020年にはオリンピック・パラリンピック東京大会の開催、また、本県では2018年に国民文化祭、2019年にラグビーワールドカップが開催されることから、これらを見据え、幅広い情報収集や入管・税関等関係機関との連携による大分空港のほか県内6つの国際港で水際対策を強化するなど、テロの未然防止対策を行いました。

最後に、昨年10月、天皇皇后両陛下の太陽の家創立50周年記念式典ご臨席及び地方事情ご視察に伴う行幸啓警衛警備についてです。

極めて短期間に諸対策を講じたわけですが、他県警の応援を初め、関係機関や多くの県民の皆様のご協力を得て、無事に終了することができました。

以上が、昨年の業務重点推進結果の概要でございます。

詳細な取り組み内容につきましては、あわせてお配りしています冊子のほうを後ほどごらんください。

本年も、引き続き県民とともに歩む力強い警察の運営方針のもと、日本一安全な大分の実現に向けて、職員一同取り組んでまいりますので、委員長を初め、委員の皆様におかれましては、今後とも、ご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

穴井警務課長 それでは、平成28年春の組織改編概要についてご説明申し上げます。

文教警察委員会説明資料の4ページ、資料4をごらんください。

昨年の県下の治安情勢は、犯罪抑止、検挙、交通事故抑止において一定の成果を挙げたと認識しております。

しかし、一方で、ストーカー、DVへの対応が増加傾向にあるなど、県警にとっての課題は、まだまだ多くあります。

こうした情勢の中、国は全国地方警察官994人の増員を行い、人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化、我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化を行うこととしており、うち大分県には10名分の増員が配分される予定です。

こうした地方警察官の増員も踏まえまして、平成28年春の組織改編を行うことといたしました。

それでは、主な組織改編について、お手元の資料により順にご説明いたします。

まず1のストーカー・DV等人身の安全を早急に確保する必要のある事案に対処するための体制の強化であります。

ストーカー・DV対応件数は年々増加傾向にあり、平成27年中は、いずれも過去最多を記録しました。

そこで、(1)と(2)の2点について組織改編を行います。

まず、(1)のストーカー・DV等総合対策室の体制強化であります。

現在、同室のストーカー・DV等に係る室長補佐と子供・女性を守る特別対策班長は1人の警部が兼務しておりますが、ここに警部1名を増員配置して、それぞれを専任化するなどの体制強化を図り、本部速報の受理のほか、警察署に対する指導、現場支援の強化を行います。

次に、(2)の警察署生活安全課の体制強化であります。

警察署生活安全課の強化につきましては、昨年の春、業務負担の大きい警察署を中心に体制強化を図りました。

本年は、昨年強化対象とならなかった警察署のうち、負担が大きいと認められる警察署の生活安全課に増員を行うものであります。

次に、2の特殊詐欺捜査体制の強化であります。

昨年、県下の相談を含めた特殊詐欺被害件数は226件と一昨年から40件増加するなど憂慮すべき状況が続いており、係る捜査につきましては、(1)と(2)の2点について組織改編を行うこととします。

まず、(1)の専任の特殊詐欺補佐の設置であります。

特殊詐欺の捜査におきましては、警察署や本部特捜班による個々の捜査とは別に、警察庁、他都道府県警察のほか警察署間の連絡調整等膨大なデスク事務が発生するところであり、昨年春の組織改編において、捜査第二課に特殊詐欺係を新設しました。

この係を担当する警部の階級にある課長補佐は、現在複数の係を兼任しているため、捜査第二課に警部1名を増員配置し、特殊詐欺担当の課長補佐を専任化することとします。

(2)の特殊詐欺特捜班の強化ですが、これは個別事案の捜査に当たる特殊詐欺特捜班の増員を行うものです。

次に、3の我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化であります。

このいわゆる外事・国テロ関係の対応については、2020年のオリンピック・パラリンピックもそうありますが、特に本県では2019年ラグビーワールドカップの開催を控えていることもあり、万全を期さなければなりません。

そこで、警備部警備第一課に警察官の増員を行うとともに、外事・国際テロリズム対策室を新設の上、外事係、国際テロリズム対策係を設置するなどの体制強化を行うものであります。

次に、4のサイバーセキュリティに対応するための体制の強化であります。

サイバーセキュリティにつきましては、昨年9月のサイバーセキュリティ戦略の閣議決定を受け、警察庁から部門横断的に、かつ重点的に取り組むよう指示を受けているところであり、(1)、(2)の2点について組織改編を行うこととします。

まず、(1)のサイバーセキュリティに係る部門間連携の強化であります。

サイバーセキュリティへの対応につきましては、当県警察では、生活安全部長を総括責任者として指定していますが、その対応に当たっては各種の基盤整備については警務部門、サイバー攻撃関係につきましては警備部門の積極的な関与が重要となってきます。

そこで、警務部参事官と警備部参事官に、サイバーセキュリティ担当としての生活安全部参事官の職を兼務させることにより、県警内における連携強化を図るものです。

次に、(2)の生活環境課サイバー犯罪対策室の強化でございます。

サイバーセキュリティに係る対応については、事務負担の増加が見込まれるため、企画調整を担う生活環境課サイバー犯罪対策室に専従の警察官を配置するなど、同室の体制強化を図ることとします。

簡単ではありますが、以上が平成28年春の組織改編の概要についてであります。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

**麻生委員** 業務重点の推進結果報告をいただきました。2019年のワールドカップラグビー開催に向けて、今年度まさしくロンドン大会が先般あったわけですが、2002年のワールドカップサッカーのときも事前の大分県としての視察に警察のほうも同行して、いろんな準備に当たったというふうに記憶しているんですが、今回はどうだったのかなど。ロンドン大会が昨年ありましたよね。それについて、メンバーの中に県警が入っていなかったように記憶しているので、そのあたり、何か考えがあるのか、執行部のほうが落ちていたのか、その辺ははっきりさせておく必要があるかと思うので伺います。

**小代警備部長** 麻生委員言われるように、警察としては視察に同行しておりません。行くという話は直前に聞いたわけなんです、そのメンバーには入っておりませんでした。

**麻生委員** 別で警察は独自に警察庁で開催県で行ったとかいうことはあるんですか、ないですか。

**小代警備部長** 他県警の会場は、全国に何個か指定されておりますが、その警察本部の警備関係者が警察として、海外の例の大会に行ったかどうかというのは、ちょっと把握しておりません。

**麻生委員** 大分県警は行ってないんですね。（「はい」と言う者あり）

その辺、もう4年に1回しかないから、あのときチャンス逃しているわけなんで、しっかり情報収集して、現地にもう1度行くなりして、必要とあらば対処してほしいと要望しておきます。以上です。

**原田委員** 済みません、ちょっとよくわからないんですけど、覚醒剤の犯罪については、今、マスコミ等でも大きく連日のように取り上げられて、関心が高まっているんだろうと思うんですが、昨年の年間押収率が多くなっているということ。これを県警の方々の捜査が充実して、積極的に、言い方は悪いんですけど、とにかく頑張ってこられた成果と考えていいのか、それともそれだけ覚醒剤というものが広く出回ってしまっていると考えていいのか、どういうふう考えたらいいんでしょうか。

**今山刑事部長** 覚醒剤の情勢で言いますと、全国的には薬物の場合、大体1万3千グラムぐらいですね。そのうち覚醒剤は大体1万1千グラムぐらいなんですね、占める割合が。大分県の場合も、やっぱり同じということで、大体過去10年間で平均しますと80グラムちょっとぐらい検挙しております。

去年、なぜ多かったかといいますと、要は密売人ですね。その密売人を検挙した。最初、入り口は窃盗事件ですけども、要はそういう容疑のある男で、早目に宿泊先を特定して、ガサを行って押収できた。密売する前に押収できたということで多かったということがあります。

**原田委員** わかりました。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。（「その他もいい」と言う者あり）どうぞ。

**久原委員** 県警本部長、私はね、平成7年に県議会議員になったんや。それから、ずっと県警本部長の勤務というか、今までの期間じっと見てるけど、大体1年半か、もう2年。だから、私、1番最初に山村さんがなったのを覚えてるんだけど、それ以降、誰がなったかも覚えてない。そして、1年半でかわるもんだからな。県警本部長は、大分県のことを何がわかってから帰るんやろかと思うんです。どこに警察があって、どういうふうになって、誰が署長であるとかいうのを覚えんまま、もうかわるんじゃねえかみたいな感じがするんです。それでいいのかななんか思うたけど、きょうここに来て、県警本部長の第1回の委員会の席上で、ちゃんと答弁しよったのを聞いてて、おう、これはちょっと今度は違うのうというふうに……。〈笑声〉しっかり頑張ってください。

**衛藤委員長** それは私も思いました。

いいですね、要望で。（「いいです」と言う者あり）

ほかにないようなので、これをもちまして警察本部関係を終わります。執行部はご苦労さまでした。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

**衛藤委員長** これより、教育委員会関係の審査に入ります。

まず、第49号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**工藤教育長** 衛藤委員長初め、委員の皆様方には常日頃から教育行政のご指導、ご支援をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。



きょうは議案1件、諸般の報告3件について各担当課長から説明させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**岡田教育財務課長** それでは第49号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）の教育委員会所管分についてご説明します。

説明は、別にお手元に配付しております文教警察委員会説明資料でさせていただきます。1ページをお開きください。

表の下から3段目に2重線で囲んでおりますが、補正予算額は右から2列目の欄にございますとおり、3,177万9千円の増額です。内訳はその下にありまして、事業費が約4.8億円の減となる一方、人件費は約5.1億円の増となっております。事業費の減は、入札残など各事業の実績に伴うもので、人件費の増につきましては、3月末の定年前退職者が予定を上回ったことに伴う退職手当の増によるものでございます。

この結果、補正後の予算総額はその右の欄にありますように1,137億2,699万5千円となります。

次に、事業費の主なものについてご説明します。

別冊の平成27年度補正予算に関する説明書の335ページをお開きください。

第10款教育費第1項教育総務費第4目教育指導費ですが、中ほどの事業名欄、下から3番目の教育支援センター等設置促進支援事業費815万2千円は新規事業です。

これは、不登校児童・生徒の早期学校復帰につなげる体制を整備するため、日出町と九重町が新設する教育支援センターへの教育相談員等配置を支援するものです。

339ページをお開きください。第7目財産管理費の1番上、教育財産管理費1億3,667万8千円の増額です。

これは、遺贈を受けた六本木ヒルズのマンションを売却し、売却金を県有施設整備基金に積み立てるものです。なお、去る2月26日に入札を行いました結果、東京都の法人が1億9,200万円で落札いたしました。現在、契約手続を進めているところでございます。

続きまして348ページをお開きください。

第4項高等学校費第5目学校建設費の施設整備費5,265万5千円の減額です。これは、別府翔青高校の第2体育館に係る新築工事などについて、入札残が生じたことによるものです。

最後に358ページをお開きください。

第7項社会教育費第3目文化財保護費の下から2番目、文化財発掘受託事業費2,705万5千円の減額です。これは国などから委託を受けて実施する埋蔵文化財発掘調査において、高速道路等の建設事業の進捗状況により受託額が固まったため、所要の補正を行うものです。

次に、繰越明許費について主なものをご説明します。

追加議案書に戻っていただいて、25ページをお開きください。

第10款教育費第1項教育総務費の1番目にあります教育支援センター等設置促進支援事業費815万2千円は、先ほど説明いたしましたとおり今回の補正予算で要求しておりますが、国の事業採択の時期などの関係で実際の事業実施が28年度に入った後となる予定であるため、事業費の全額について繰り越しをお願いするものです。

最後に、債務負担行為補正についてご説明します。

32ページをお開きください。

1番下の20番定時制高等学校給食業務委託料3,344万4千円です。

定時制高校の給食調理業務は20年度から民間委託しておりますが、現在の契約が27年度末をもって期間満了となり、新たに30年度までの3年間の委託業者を3月中に決定する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

**麻生委員** 今、1番最後にお話のありました給食業務等々は、こういう形で債務負担行為で複数年契約の委託ということをやっているんですね。社会教育も含めて、教育にかかわることというのは、人を大事にし、人を育てるという以上は、やっぱり複数年で委託を受けないとできないことって結構あると思うんですよ。

例えば、問題になっているのが、O-L a b oの委託とか、あぁいった科学だとか、もろもろも含めて、教育委員会全体の今後の考え方の中で、委託のあり方というのは徹底的に議論をし、今後生かしていただければと思います。これはもう要望で結構です。以上です。

**衛藤委員長** ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにご質疑等もないので、先ほど審査いたしました警察本部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、市町村議会議長からの要望に対する今後の取り組み方針等についてです。

昨年10月13日、県議会議長と市町村議会議長との意見交換会が開催されました。

意見交換会の模様は、昨年、事務局が全議員に報告書をお配りしておりますが、県・市町村共通の課題の地方創生の施策について、まち・ひと・しごとの3つのテーマで分科会を設け、各市町村での取り組みや課題、県への要望などについて議論が行われました。

各常任委員長は、分科会の座長、副座長として参加し、私も第2分科会「ひと～人を大事にし、人を育てる～」に参加しました。

本日は、意見交換会の中で、市町村議会議長から県に要望のあった内容のうち、本委員会所管の要望項目7件について検討します。

それでは、執行部は現状と今後の取り組み方針について、まず、アとイの報告をお願いします。

**菟田体育保健課長** まず、冒頭お断りをさせていただきます。本日の説明資料につきましては、平成28年度当初予算等を反映したものとなっております。

それでは資料2ページをごらんいただきたいと思います。

ラグビー、オリンピックも見据えたスポーツ振興や交流促進のための県の施策についてご説明させていただきます。現状でございますが、本県スポーツの振興における競技力の向上対策につきましては、図にありますとおり大分県競技力向上対策本部と県体育協会が連携して、競技者支援等の費用を補助しております。県競技力向上対策本部では、競技者へ強化合宿や県外遠征費の支援、トレーナー等の大会帯同支援、オリンピック出場が期待できる選手に対する海外遠征等の支援に取り組んでいます。一方、大分県体育協会では、選手が所属する高校の拠点指定やスポーツ医科学委員会と県トレーナーズ協議会が連携して研修会等を開催いたしましてトレーナーの資質向上に取り組んでいます。

今後の取組方針としましては、両大会を見据え、県競技力向上対策本部と県体育協会が緊密に連携して、競技者やトレーナーの育成に取り組むこととしています。以上でございます。

**甲斐人権・同和教育課長** 資料の3ページをお開きください。

(イ) 教育現場への外国人児童の受け入れ体制整備への支援についてご説明します。

現状ですが、平成26年度の調査では、日本語指導が必要な児童生徒が県内6市の公立学校に62名在籍しています。各市では日本語指導員や教育相談員を配置し、日本語指導を行っています。多言語化が進み、指導できる人材をすぐに確保できないことや、指導時間も限られているなど、課題が多くあります。このため、外国人児童生徒等の受け入れ体制の支援や日本語指導推進のための研修会を開催するとともに、県内のNPO関係者等によるネットワーク会議を開催し、人材の発掘や大分県版受け入れマニュアルの策定を進めています。

今後とも、大分県在住外国人に関する学校教育指導方針に基づき、外国人児童生徒等の受け入れ体制の支援などに取り組んでまいります。以上でございます。

**衛藤委員長** ただいまの報告について、ご質疑等はありませんか。

**麻生委員** スポーツ振興に関してであります。もう要望を申し上げておきたいと思うんですけど、宮崎県はプロ野球とかプロサッカー、29チームがキャンプしているんですよ。各球団がスポーツ施設整備あたりにも財源を引っ張ってきてやったりして、めちゃくちゃ進んでいる。その結果、いろんな競技力向上も進んでいるということがありますので、大分県と言えば温泉、キャンプのときには温泉とセットでというようなことも含めて、企画振興部とも十分連携を図っていただいて、ぜひとも宮崎県に負けんようなキャンプ誘致を進めることを、連携を図っていただきたいと、そのことだけをお願いをしておきたいと思えます。以上です。

**原田委員** 外国人児童の受け入れについてです。今年度じゃないですけど、前にちょっとお話ししたことがありますが、別府市は教育相談員という方で、大学生をバイト的に雇いながら、子供につかせながら授業をするような仕組みがあるわけですよ。ただ、やっぱり何せ大学生なもので、自分の学校の授業とかで、いつもは来れないわけですよ。子供は覚えるのが早くて、そんなに長期にわたるんじゃないんですけど、ぜひそういった子供たちがいること、そういった方、相談員がいることで1日でも早く学校になじむことがやっぱり大切だなと思うんです。この県教委の回答を見ると、応援をしますよ。ただ、お金は市町村でということを感じるんですけど、財政的なそういった支援というのがやっぱり必

要じゃないかなというふうに思うんですが、それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

**甲斐人権・同和教育課長** 生徒支援員、生徒指導という形で、全部ではございませんが、多少は県のお金も入っております。

**原田委員** ぜひ拡充をお願いしておきたいと思います。以上で結構です。

**衛藤委員長** ほかに、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 次に、ウとエの報告をお願いします。

**岩武高校教育課長** 資料の4ページをごらんください。

高校卒業生の県内大学への進学率向上に向けた県の施策についてご説明いたします。

現状ですが、高校教育においては、生徒1人1人の自己実現を図るため、希望する大学への進学に向けた学力の育成と意欲の向上を目指しています。県内の大学につきましては、大学訪問や大学での学びの場を設定し、地元大学の魅力を伝え、進学への意欲の向上を図っています。

特に大分大学とは、入試高大接続等の諸課題に関する協議、意見交換を行う連携協議会の実施、大分商業と連携した高大7年間を見通したビジネススキル育成のための講座等の実施、医療現場での体験学習を通じた地域医療を支える人材育成等の取り組みを連携して進めております。

今後とも、地元大学の魅力を伝える取り組みや大分大学と連携した取り組みを進めることとしております。

続きまして、資料の5ページをお開きください。中津南高校耶馬溪校を農業と林業に特化した専門学校への変更についてご説明いたします。

現状ですが、耶馬溪校は普通科であります。2年次からは進学コースのほかに、生活福祉や情報会計のコースを設置しています。地域と連携した取り組みとして、小学校でのホテル授業や福祉施設への校外実習など多くの体験的な活動を行っています。

昨年度は就職率・進学率ともに100%を達成しましたが、高校入試において4年連続欠員が生じるなど、定員確保に課題があり、専門学科の設置については、中学生等のニーズや卒業後の進路保障等も踏まえ、慎重に検討する必要があります。

耶馬溪校については、中学生に選ばれ魅力ある学校となるため、特色化を進め、生徒の進路実現を一層推進するとともに、学校の魅力を地域へ積極的に情報発信していきます。

以上でございます。

**衛藤委員長** ただいまの報告について、ご質疑等はありませんか。

**麻生委員** 県内大学への進学率向上で、県の策という話であります。要はこのとき出たのは、学生に奨学金とか、餌をぶら下げても、なかなか高校生はよく見ているということで、行きたい大学とか、教えてもらいたい教授、先生、あるいは研究テーマのゼミ、そういったものをしっかりつくってほしい。そういった選択肢をふやしてほしいということありますから、要はそういった先生に金を出してでも大分に来てもらうというぐらいのことをやらないと、地元の大学にはそういった魅力が少ないよと、非常に言いにくいことなので、みんなオブラートに包んで言わなかったんだけど、今申し上げたので、そういった策をしっかりやってほしいといったことで大学との連携を図ってほしいと、こういうこと

のようです。以上です。

**原田委員** 私も同じところで、県内大学への進学率って、今どれぐらいなのかということ  
を1点。

それともう1点が、大分大学の経済学部と商業高校との連携を書いていますけど、例え  
ば、いわゆる大学への推薦枠、圏内の大分大学等に推薦枠のある高校、例えば、工業系で  
も大分大学の工学部みたいな推薦枠って、今どうなっているのか、わかる範囲で願いま  
す。

**岩武高校教育課長** まず、県内大学への進学率なんですけれども、平成27年3月卒業生  
についてお答えいたしますと、卒業生が全部で1万517人で、そのうち958人が県内  
の4年制大学を卒業しておりますので、10%足らずといったところだというふうに思っ  
ています。これに短期大学を加えますと、1,690人というふうになりますので、全体  
約1万人の中の約16%ぐらいが県内の大学、短大に進学していると、こういう状況で  
ございます。

それから、もう1つは、推薦枠の件なんですけど、これは国立大学については、各学校に  
固定の指定校枠というようなものはございません。ただし、推薦人数の中に専門学校に特  
化した専門学校枠というのはございます。それは経済学部とか工学部とかにございます。  
そういう状況でございます。

**衛藤委員長** よろしいですか。（「結構です」と言う者あり）

ほかに、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 次に、オからキの報告をお願いします。

**岡田教育財務課長** 資料の6ページをごらんください。

小中学校へのエアコン設置補助についてご説明します。

現状ですが、小中学校の教室へのエアコン設置については、学校施設環境改善交付金と  
いう国の補助制度があり、補助率は3分の1となっております。

県内で整備が進んでいる自治体は国の補助制度を活用しており、日田市が98.8%、  
由布市が55.2%となっております。

国の補助は、ここ数年耐震対策が優先され、空調やトイレ等の環境改善事業が不採択と  
なっておりましたが、27年度補正予算や28年度当初予算では空調やトイレ等も採択さ  
れる見込みとなっております。

今後の取り組み方針としましては、空調設備が地域や学校ごとの実情により必要性が異  
なることから、設置者である各市町村の判断において、国の補助制度を積極的に活用して  
いただくよう助言してまいりたいと考えております。

県では、全国公立学校施設整備期成会や全国都道府県教育長協議会等を通じ、空調設置  
事業など施設整備に必要な財源確保について国へ強く要望しており、引き続き取り組ん  
でまいります。

続きまして資料の7ページをお開きください。

市町村が連携した広域的な奨学金制度の創設についてご説明します。

現状ですが、大学生等に対する奨学金につきましては、日本学生支援機構の奨学金のほ  
か、県においても、公益社団法人大分県奨学会が無利子の奨学金貸与を行っています。

今後の取り組み方針としましては、県独自の大学奨学金制度を設けていることから、提案のありました広域的な制度に県が加わることについては、現在の制度と重複するため対応は難しいかなと考えています。

県の取り組みでは、平成28年度当初予算案において、公益社団法人大分県奨学会の大学奨学金の貸与月額を3千円増額するなど、制度拡充のための予算計上を行っているところです。

また、大学生等に対する奨学金拡充等について、国に対する要望を継続してまいります。以上でございます。

**能見教育改革・企画課長** 資料の8ページをごらんください。

生活困窮家庭の子供への進学助成についてご説明します。

現状ですが、県では大分県子どもの貧困対策推進計画を本年度中に策定すべく、福祉保健部と教育委員会を中心に検討を進めております。

経済的支援のうち、高等学校への進学支援として就学支援金による授業料の負担軽減や奨学給付金による低所得世帯の授業料以外の教育費負担軽減等を行っております。また、福祉部局の所管となりますが、生活保護世帯の子供の進学時の支援につきましては、生活保護法による生業扶助として、高等学校に進学する際に入学料、入学考査料等を支給しています。

今後の取り組み方針としましては、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、経済的支援も含め、策定予定の計画にのっとり、福祉関係機関との連携のもと、着実に取り組んでまいります。

以上でございます。

**衛藤委員長** ただいまの報告について、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ないようでありますので、以上ですべての要望項目の検討は終わりました。

では、次の報告をお願いします。

**蓑田体育保健課長** 資料の9ページをお開きください。

大分県立中津北高等学校柔道事故調査報告書についてご説明いたします。

1の事故概要ですが、平成27年5月21日の17時35分頃、県立中津北高等学校柔剣道場において、1年生の部員が練習中に後頭部を打撲し、急性硬膜下血腫の緊急手術を受けたというものです。現在、医療機関でリハビリ中であり、1日も早い回復を願っているところです。

2の大分県柔道安全指導検討委員会についてですが、第三者による委員会として事故の検証及び原因の究明、再発防止策の検討を行っていただきました。

委員会は計5回開催し、その結果は報告書にとりまとめ、本年1月14日に森委員長から工藤教育長へ提出されました。

3の大分県立中津北高等学校柔道事故調査報告書についてですが、①から⑥までの各項目において問題があったとはいえない等の見解が示され、頭部打撲に起因した急性硬膜下血腫発生の可能性が高い、偶発的に起こった不慮の事故である、事故前後の顧問教諭の指導や対応に問題は認められないと結論が示されました。

(2) の事故の再発防止に向けて、①県教育委員会、②各学校、③指導者それぞれの取り組みによる一層の安全指導の徹底が必要との提言がなされました。

調査報告書を受け、1月に開催された全国高等学校柔道選手権大会大分県予選会、2月に開催された柔道審判講習会において注意喚起を行いました。

今後は、報告書を運動部活動指導者や教員対象の研修会・講習会、各学校での校内研修等で活用し、再発防止に役立てることとしております。

以上でございます。

**藤本教育人事課長** 資料の11ページをお開きください。

教科書発行者による自己点検・検証に係る大分県関係分についてご説明いたします。

1にありますとおり、平成28年1月22日に文部科学省が公表いたしました、教科書発行者による自己点検・検証結果について文部科学省から調査依頼がありました。

2の大分県関係者の状況についてですが、①対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案に関係しました教員等は11人、②申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案に関係しました教員等は25人、③上記以外で採択勧誘との疑念を生じさせる形で金品を支払った事案につきましてはございません。合計延べ人数で36人の関係者が調査の対象となっております。

3の調査の内容でございますが、現在、関係する市町村教育委員会を通じて、当該者の当時及び現在の所属、職位、氏名、当該者の採択への関与の有無、当該教科の教科書に関する採択結果、当該者の採択結果への影響の有無、意見聴取等の対価に対する発行者の経費負担、交通費、宿泊費、金品等の受け取り、飲食の提供等の有無について、事実関係の調査を行っているところです。

今後の対応につきましては、文部科学省の対応状況や判明した事実関係を精査し、関係市町村教育委員会と連携して適切に判断してまいります。

以上でございます。

**衛藤委員長** これより質疑に入ります。ご質疑等はありませんか。

**土居副委員長** まず柔道の件ですけど、これは相手は何段の何年生なのか教えてください。

**蓑田体育保健課長** 相手は3年生で、初段でございます。

**土居副委員長** じゃあ、もう5月の段階、入ってきて、入部したばかりだと思うんですけど、もう3年生と組ませるといことはよくあることなんですか。

**蓑田体育保健課長** その生徒につきましては、小学校の1年生から柔道を経験してございまして、体格等についても同じぐらいの体格ということのようです。有段者でございます。

**土居副委員長** それから、11ページの教科書発行者による自己点検・検証にかかわる大分県関係部分についてなんですけど、これは県教委としては調査をしていないということなんですか。

**藤本教育人事課長** 市町村の教育委員会で確認をして、その調査結果を受けた後に県教委としての再度の確認をすることとしております。

**土居副委員長** はい、わかりました。

**衛藤委員長** ほかがご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかがご質疑もないので以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**葦田体育保健課長** 本日、カラー刷りで大分県立屋内スポーツ施設整備計画概要をお配りさせていただいております。これは、県立屋内スポーツ施設のこれまでの経緯等をまとめたリーフレットでございます。今後の広報等で活用いただければと、そのように思っているところでございます。以上でございます。

**麻生委員** 先ほど県警のほうから児童ポルノ事犯等、少年の福祉を害する犯罪の徹底検挙と被害少年への支援ということで、福祉犯の検挙状況の説明がありました。今年度、検挙件数が57件ということではありますが、先般、医大の先生が捕まりましたよね。相手が十六、七歳の女子高校生対象年齢だったものですから、これはこういったことも含めて、県教委として、全ての事態を把握しているのかどうか。

県教委の所管分であれば、どのような対処を今しているのか、それを伺います。

**江藤生徒指導推進室長** 県教委の把握の分でございますが、事犯が起こったことにつきましては、全てを把握しているわけではございませんが、知っております。

その対策について、該当する学校があれば、その学校についてきっちりとそういう他の生徒も含めて指導をしていきたいというふうに考えています。

**麻生委員** 例えば、先ほどの報告で57件という具体的な検挙数等々も出ていますので、県警とも十分連絡をとって対処して、可能な限り減少して、起こらないような方策を努力してほしいと要望しておきます。以上です。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、教育委員会関係を終わります。執行部は大変ご苦労さまでした。

〔教育委員会退室〕

**衛藤委員長** それでは協議事項に入りたいと思います。

まず、平成28年4月に大分大学教職大学院が設置されるに当たり、教育委員会との連携について、3月17日、18日に開催を予定しています本委員会に参考人をお呼びし、意見聴取を行いたいと思います。

それでは、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

大分大学教職大学院と教育委員会との連携について調査する当たり、大分大学関係者を参考人として出席を求め、意見聴取することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ご異議がないので、そのように決定いたします。

詳細については、委員長に一任願います。

次に、県内所管事務調査についてであります。県立聾学校における今後の特別支援のあり方についての調査のため、3月16日水曜日の予算特別委員会終了後、1時間程度、県立聾学校を訪問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** それではそのように決定いたします。



なお、常任委員会の活動を広く周知するため、県内所管事務調査については、県内地区ケーブルテレビ及び県政記者宛てお知らせすることといたします。

この際ほかにありませんか。

原田委員 済みません、何時ごろまでになりますかね。

事務局 今、予算特別委員会の終了時間が3時の予定ですので、それが終わったらすぐ出発したいと思っています。調査時間は1時間程度を予定しています。

久原委員 5時ごろまでに終わるか。

衛藤委員長 1時間程度じゃから4時……（「すぐそこじゃ」と言う者あり）4時ぐらいでしょう。4時か4時半。

原田委員 6時からちょっと会議があるので。

衛藤委員長 そんなにかかりません。

麻生委員 何日だったかな。

事務局 16日です。

衛藤委員長 いいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別のないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

大変お疲れさまでした。